

## 第4期中期目標期間（4年目終了時）における 達成状況評価の評価方法の方向性について（案）

«論点1» 法人の自己評価と達成状況報告書への記載について

### 【検討事項①】 法人の自己評価の内容

<方向性>

- 基本的には、文部科学省国立大学法人評価委員会が自己評価について定める内容に準拠する。具体的には、以下Ⓐ～Ⓖについて各法人に自己分析・評価を求める。

#### 【評価指標の達成状況】

- Ⓐ : 定量的な評価指標 → 当該指標の数値目標に対する実績値
- Ⓑ : 定性的な評価指標 → 当該指標に関わる取組や活動の実績
- Ⓒ : 自己判定 → 当該指標に係る達成状況を3段階で自己評価
- Ⓓ : 達成が見込まれない場合（評価指標の自己判定が「i」）、その理由  
※ 意欲的な評価指標の達成が見込まれない場合、取組の進捗等を含む。
- Ⓔ : 特記事項 → 当該指標に係る優れた実績・成果等

#### 【中期計画の実施状況】

- Ⓕ : 当該中期計画のうち評価指標の設定がない事項の達成が見込まれない場合、その理由
- Ⓖ : その他 → 当該中期計画のうち評価指標の設定がない事項の実施状況及び優れた実績・成果等

- なお、同委員会の評価においては、「優れた点」を抽出する際に活用するため、「優れた実績・成果が上がっているもの」の自己評価を求めていたが、機構の教育研究評価では「特色ある点」（詳しくは【検討事項④】を参照）を抽出するため、それらに加え「個性を踏まえたユニークな取組」等の自己評価を求めるものとする。

### 【検討事項②】 達成状況報告書（実績報告書）への記載

<方向性>

- 各法人の評価作業に係る負担軽減のため、文部科学省国立大学法人評価委員会の実績報告書の様式と統一化を図る。
- また、法人の自己評価（上記【検討事項⑤】のⒶ～Ⓖ）の結果については、資料3－2「第4期の達成状況報告書の記載イメージ」のとおり記載するものとする。

#### 『論点2』達成状況評価における判断基準及び段階判定の方法について

### 【検討事項③】中期目標、中期計画及び評価指標の判断基準

### 〈方向性〉

- 基本的には、文部科学省国立大学法人評価委員会の判断基準に準拠する。
  - 第4期より新たに導入された評価指標については、
    - ① 定量的な評価指標では、実績値が達成水準を大きく上回っている場合（130%以上が目安）に判定をiiiとする。ただし、一律に130%以上でiii判定とするではなく、その基準値や目標値の設定状況や当該法人にとっての困難度等を踏まえて評価指標ごとに判断する。
    - ② 定性的な評価指標では、当該指標において定めた達成水準を達成した上で、さらに優れた実績・成果が認められる場合に判定をiiiとする。

【文部科学省第4期中期目標期間評価における業務実績評価実施方法に関する説明会 (R6. 3. 18) 資料1より抜粋】

#### 【検討事項④】特記事項の抽出方法

<方向性>

- 基本的には、文部科学省国立大学法人評価委員会の抽出基準である、

**①②**：評価指標や中期計画の達成状況から「優れた点」を抽出

**①②**：評価指標や中期計画の達成状況から「改善を要する点」を抽出  
に準拠する。

- なお、第3期同様、国立大学法人等の個性の伸長に向けた主体的な取組を支援・促進する観点から、上記**①②**の抽出に加え、「現段階においては十分な成果は出ていないものの、個性を踏まえたユニークな取組であると判断されるものや将来的に成果が見込まれる（期待される）先進的な取組であると判断されるもの」を「特色ある点」として抽出するものとする。

【文部科学省第4期中期目標期間評価における業務実績評価実施方法に関する説明会（R6.3.18） 資料1より抜粋】

**優れた点・改善すべき点として指摘する項目**

実施方法の手引

● 評価委員会は、検証の結果、中期目標の達成に向けた取組みが以下に該当する場合に、「優れた点」「改善すべき点」として指摘。

**優れた点**

- ① **評価指標の達成状況**について、**達成水準を大きく上回っていると認められる場合**  
(4年目終了時評価においては、達成水準を大きく上回ることが見込まれる場合)
- ② **中期計画の実施状況**について、**優れた実績・成果が認められる取組**
- ③ **実績報告書VII**\*における計画の実施状況において、**他法人のモデルになり得る先進性・先駆性が認められる場合**  
\*大学共同利用機関法人においては実績報告書のVIIはVIに読み替える。
- ④ **財務諸表及び決算報告書の分析**により優れた点が認められる場合

**改善すべき点**

- ① **評価指標の達成状況**について、**達成水準を満たしていないと認められる場合**  
(4年目終了時評価においては、達成水準を満たさないことが見込まれる場合)
- ② **中期計画を十分に実施していないと認められる場合**
- ③ 各学部・研究科等における課程別**学生収容定員の充足率**が複数年度にわたって一定程度（90%未満）の傾向にあることが認められる場合
- ④ **発生した事件・事故等のうち、再発防止に向けた取組みを求める場合**
  - ① 評価委員会が**評定を引き下げる事が適当と判断した重大な事案**
  - ② **同様の事案が複数年度にわたって発生**している場合
  - ③ 発生した事案に対する**対応状況が不十分**と認められる場合
- ⑤ **財務諸表及び決算報告書の分析**により課題が認められる場合

**最終的な中期目標の評価を決定づける重要な要素**

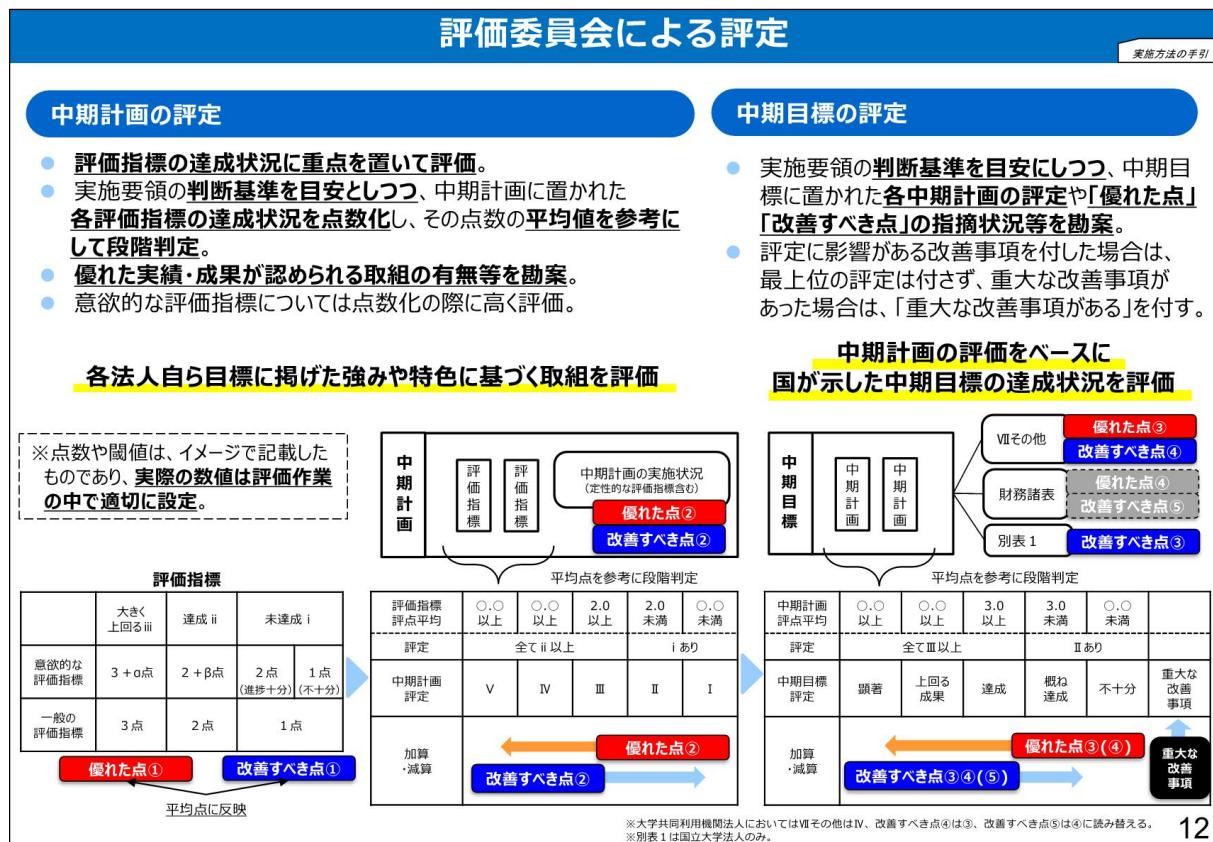
※大学共同利用機関法人においては④は③、⑤は④に読み替える。

## 【検討事項⑤】中期目標、中期計画の段階判定の方法

### <方向性>

- 文部科学省国立大学法人評価委員会の段階判定に準拠する。  
(資料3-3 「第4期の達成状況評価における段階判定イメージ」を参照)
- なお、各段階における閾値については、第3期までの教育研究評価と同様、評価の透明性の観点から、あらかじめ示すものとする。

【文部科学省第4期中期目標期間評価における業務実績評価実施方法に関する説明会（R6.3.18） 資料1より抜粋】



### 【参考：評価実施要項（案）意見募集における関連する主な意見】

- ・ 段階判定を行う際には第3期と同様、段階判定結果の機械的な積み上げによって判定がなされるのか。またその判断基準は国と貴機構とで統一がなされる予定か。具体的な評価方法は今後、「実績報告書作成要領」や「評価作業マニュアル」等で示されるものと思われるが、判定結果の積み上げルールの公表や、判定基準については「判断する考え方」のような総論的なものでなく判定の根拠となるような具体的な判断基準を公表いただきたい。（6年目終了時評価においても同様）
- ・ 評価指標の段階判定の区分（P19）について、「達成水準を大きく上回る」とはどの程度の水準なのか、およその目安や例示をお示しいただけるとわかりやすい。

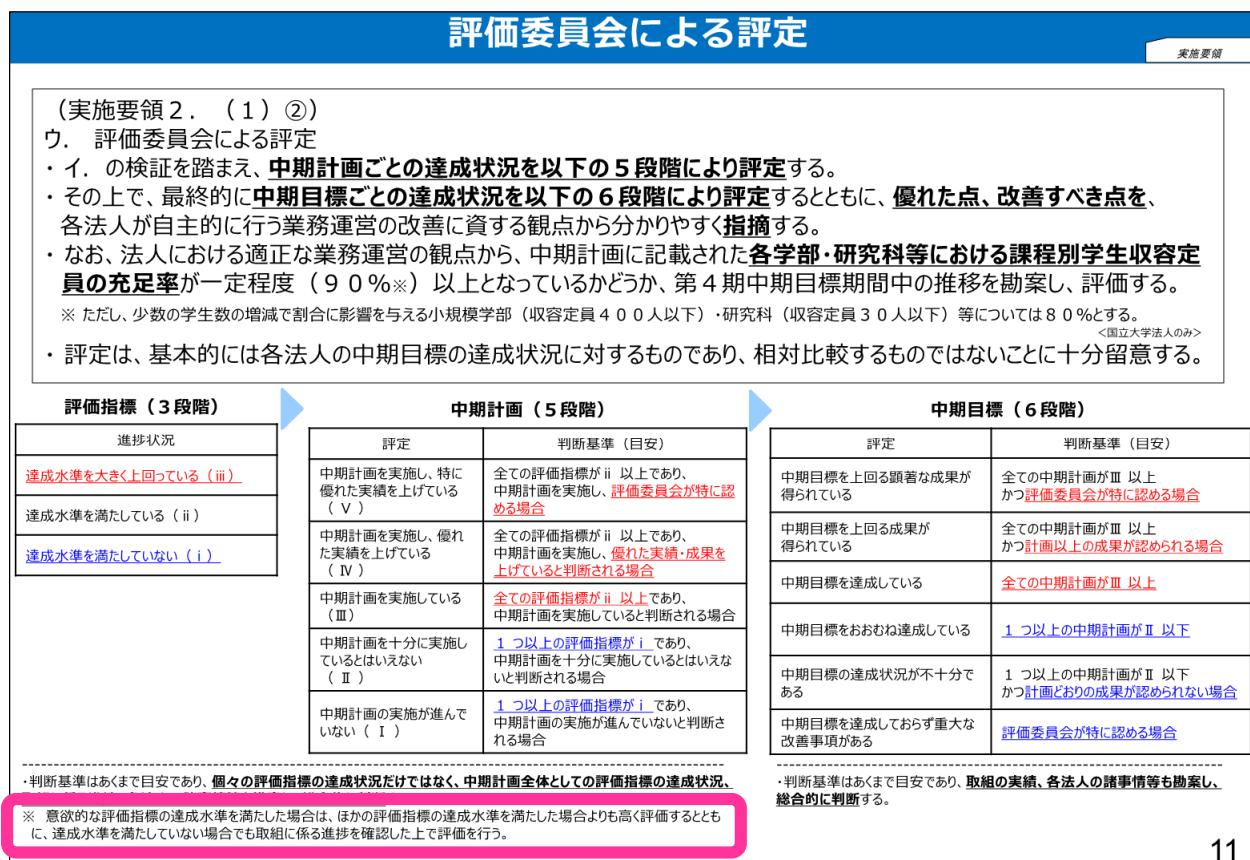
## 【検討事項⑥】意欲的な評価指標の取扱い

### <方向性>

- 基本的には、文部科学省国立大学法人評価委員会の取扱いに準拠する。具体的には、以下のとおり。

- ・ 達成水準を満たした場合には、「優れた点」として抽出する。
- ・ 達成水準を満たした場合には、他の評価指標に掲げられた達成水準を満たした場合よりも点数化の際に高く評価する。
- ・ 達成水準を満たしていない場合でも、取組に係る進捗を確認した上で評価する。

【文部科学省第4期中期目標期間評価における業務実績評価実施方法に関する説明会（R6.3.18） 資料1より抜粋】



11

### 【参考：評価実施要項（案）意見募集における関連する主な意見】

- ・ 中期計画の達成状況の評価に当たっての留意事項として『「意欲的な評価指標」に掲げられた達成水準を満たした場合には、ほかの評価指標に掲げられた達成水準を満たした場合よりも高く評価する』とあるが、中期計画の評価は意欲的な評価指標を含む中期計画と含まない中期計画で同じ段階判定が使われるため、中期目標の評価を導く上で意欲的な評価指標の達成に対する評価が見えなくなってしまうのではないか。特記事項に抽出するなど評価方法の具体は検討中と思うが、事前かつ十分な説明をお願いしたい。